

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「我々は一人一人の夢の実現をサポートするワンストップパートナーであり続けます」という経営理念のもと、法令等の遵守の徹底をはかり、株主等のステークホルダーからの信頼確保並びに企業価値の持続的な向上のために、経営の透明性、健全性を確保できる経営体制を確立することをコーポレート・ガバナンスの基本としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレート・ガバナンスの基本原則の全てを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社88	2,000,000	40.16
蜂谷 二郎	720,000	14.46
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300002	109,500	2.20
小泉 和弘	100,000	2.01
吉田 俊雄	100,000	2.01
山元 孝行	80,000	1.61
相澤 篤	61,600	1.24
高瀬 宏江	60,000	1.20
石丸 洋介	60,000	1.20
谷口 華恵	41,600	0.84

支配株主(親会社を除く)の有無	蜂谷 二郎
-----------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

該当事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

現在、支配株主と当社との取引関係はなく、今後行う予定もありません。

なお、将来的に取引が発生する場合には、関連当事者取引管理規程等の諸規程に基づき、取引の合理性と取引条件の妥当性について十分に検討し、独立役員及び監査役に対し意見を求め、取締役会の承認を得たうえで取引を行い、少数株主やその他通常取引先に不利益が生じないよう配慮いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
香月 裕爾	弁護士													
松下 正美	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
香月 裕爾		該当事項はありません。	弁護士としての専門知識・経験等を当社の経営全般の監督機能の強化や経営効率の向上のための助言頂くことを期待し、社外取締役に選任しております。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係等はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれのない独立役員として適任であると判断しております。

松下 正美	該当事項はありません。	金融機関における長年の経験と直接企業経営に携わった経歴を通じて培われた見識を有しており、幅広い経営的視点から当社の経営全般の監督機能の強化や経営効率の向上のための助言をしていただく事を期待して選任しております。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係等はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれのない独立役員として適任であると判断しております。
-------	-------------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部と監査役は、相互に計画書や監査書類の閲覧や聴取により緊密に情報交換を行うとともに、重要な会議に出席することによって情報の共有を図っております。

また、内部監査部及び監査役と会計監査人との間の情報交換、意見交換については、期末及び四半期ごとに開催される監査報告会において、監査役及び内部監査担当が同席することで情報の共有を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
入山 利彦	他の会社の出身者													
石橋 幸生	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

入山 利彦		大手商社の経営に携わるなどその経歴を通じて培われた幅広い経験と見識を、当社の監査に反映していただく事を期待し、社外監査役に選任しております。 なお、同氏と当社との間に利害関係はございません。
石橋 幸生		公認会計士・税理士として培われた専門的見地と豊富な経験を当社の監査に反映していただく事を期待し、社外監査役に選任しております。 なお、同氏と当社との間に利害関係はございません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社の社外取締役2名は、独立役員の基準を満たしておりますので、独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を2019年6月14日の取締役会決議により定めており、その内容は、会社の業績や経営状況、経済情勢等を考慮し、各取締役(社外取締役を除く。)には固定報酬及び業績連動報酬を、社外取締役及び監査役には固定報酬のみをそれぞれ支給するというものになります。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、2015年6月26日であり、決議の内容は、取締役の報酬等の上限を年額2億円以内とし(ただし、当該報酬等に使用人兼務取締役の使用人給与は含まれません。)、監査役の報酬等の上限を年額3千万円以内とするものです。

各取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、固定報酬及び業績連動報酬で構成されています。固定報酬を定めることにより、その役割と責務に相応しい報酬を与え、優秀な人材の確保の実現に配慮しつつ、業績に応じて増減する報酬を定めることにより、企業価値の持続的な向上に対する動機づけがなされる報酬体系となっています。

社外取締役を除く取締役の報酬等については、取締役会で選定された3名以上の取締役で構成された指名報酬委員会(委員の過半数を社外取締役とする。)が取締役会の諮問を受けて、個人別の報酬等の内容について審議し、取締役会に答申します。取締役会は、指名報酬委員会の審議の結果を尊重して、個人別の報酬等の内容を決定します。

指名報酬委員会は、固定報酬について、代表取締役・役付取締役・その他の取締役の別、担当領域の規模・当社における重要性、当社の業績や経営状況、経済情勢を総合的に勘案して決定します。業績連動報酬については、当社の前期営業利益の額に応じ、取締役全員の業績連動報酬総額を決定し、各取締役の配分割合を決定します。業績連動報酬に係る指標に営業利益を用いた理由は、当社の事業による利益に応じた報酬の分配を行うことにより、経営努力の成果を適切に報酬に反映させることができ、企業価値の持続的な向上に対する動機づけになると考えられるからです。

当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は1,300,000千円であり、実績は1,035,091千円であります。

社外取締役の報酬は、その職務の独立性という観点から業績に左右されない固定報酬のみとし、株主総会で決議された範囲内において、取締役会の決議により決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

- a 報酬等(業績連動報酬等及び非金銭報酬等のいずれでもないもの)の額又は算定方法の決定に関する方針
基本報酬は、代表取締役・役付取締役・その他の取締役の別、担当領域の規模・当社における重要性、当社の業績や経営状況、経済情勢を総合的に勘案して決定する。
- b 業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針
社外取締役を除く取締役には、基本報酬のほか、業績連動報酬を支給する。
業績連動報酬は、当社の前期営業利益の額に応じ、社外取締役を除く取締役全員の業績連動報酬総額を決定し、その範囲内で、各取締役の配分割合を決定する。
- c 非金銭報酬等の内容及び額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針
当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、非金銭報酬等の支給の必要性を検討し、必要と判断した場合には、非金銭報酬等の算定方法についても定めた報酬テーブルを作成し、その報酬テーブルの範囲内で支給する。
- d 上記aないしcの報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
社外取締役を除く取締役については、代表取締役社長の報酬額を最上位とし、役位が下がるにつれて、報酬額が逡減する。また、役位が上がるにつれて、基本報酬の割合を減らし、業績連動報酬の割合は増やす方針とする。
社外取締役については、客観的立場に基づき経営に対する監督及び助言を行う役割を考慮し、基本報酬のみを支給する。
- e 報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針
基本報酬及び業績連動報酬のいずれも、支給額が決定された後、当該額を12分割した額を1年間にわたり毎月支払う。
- f 取締役の個人別の報酬等の決定についての委任に関する事項
取締役の個人別の報酬等の決定について取締役その他の第三者へ委任しない。
- g 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法
取締役会で選定された3名以上の取締役で構成された指名報酬委員会(委員の過半数を社外取締役とする。)が取締役会の諮問を受けて、社外取締役を除く取締役の個人別の報酬等の内容について審議し、取締役会に答申する。取締役会は、指名報酬委員会の審議の結果を尊重して、社外取締役を除く取締役の個人別の報酬等の内容を決定する。
- h 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項
取締役の適正な職務執行を担保するため、取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合の、当該取締役に対する報酬の支給制限あるいは返還について、指名報酬委員会で検討し、必要に応じて規程によって定める。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートにつきましては、内部監査部及び総務人事部にて行っております。取締役会の資料は取締役会の3日程度前までにアジェンダや基本資料を送付し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社であります。

(取締役会)

当社の取締役会は、取締役7名(うち2名は社外取締役)により構成され、原則として毎月1回の定期開催のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営に関する重要事項についての意思決定を行うほか、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。また、取締役会には監査役3名(うち2名は社外監査役)が出席し、必要に応じて意見を述べております。

(監査役会)

当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名(社外監査役)により構成され、原則として毎月1回の定期開催のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は、監査役会で定めた監査の方針及び業務の分担等に従い、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、取締役等からの事業報告の聴取、重要書類の閲覧、業務及び財産の状況等の調査を実施し、取締役の職務執行を監査しております。

(内部監査)

当社は、代表取締役社長が直轄する独立した部署として内部監査部を設置し、内部監査担当2名が、内部監査規程に基づき年度監査計画書を策定し、当社の全部署に対して内部監査を実施しております。

(会計監査の状況)

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。なお、当該監査法人及び当社監査に従事する当該監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

(リスク管理体制)

当社のコーポレート・ガバナンスの強化にとって、リスク管理及びコンプライアンス体制の整備は非常に重要な要素であると認識しております。このような認識のもと、リスク発生防止及び会社損失の最小化を図る目的でリスク管理規程を制定し、また、コンプライアンス体制の明確化と一層の強化推進を図る目的でコンプライアンス規程を制定しております。なお、重大なリスクが顕在化したときは、代表取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、被害を最小限に抑制するための適切な措置を講ずることとしており、緊急事態にも対応できる体制を整備しております。

さらには、当社は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス(リスク管理)委員会を設置しております。同委員会は、3か月に1回定例の会議を開催し、内部通報の有無の確認や労務関連の法令遵守状況、反社会的勢力への対応等のコンプライアンスに関連する事項のほか、リスク管理に関する事項への対応状況等について報告並びに議論を行い、役職員に対するコンプライアンス意識の普及・啓発を行っております。

このコンプライアンス委員会の実効性を担保するため、委員長に選任されたコンプライアンス・オフィサーが委員会で決定されたコンプライアンス

に関する各種施策の実施、体制の構築、違反の予防、研修企画等を行うとともに、コンプライアンス違反、またはその恐れがある場合には、業務の中止または改善の命令を出す役割を担っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会が代表取締役社長、取締役の業務執行を監督し、監査役会が独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、経営の改善及び刷新を必要に応じて機動的に行えると判断し、会社の規模に応じた現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化及び招集通知の早期発送に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は3月であり、定時株主総会は6月下旬に開催しております。株主総会集中日を避け、出席しやすい日程を設定してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	現在具体的な検討は行っておりませんが、今後、必要性・十分性を勘案し、検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現在具体的な検討は行っておりませんが、今後、必要性・十分性を勘案し、検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知の英文を当社HPに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIRサイトにて開示することを検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現在具体的な検討は行っておりませんが、株主構成を考慮しながら検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIRサイトにて開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理部がIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「我々は一人一人の夢の実現をサポートするワンストップパートナーであり続けます」を経営理念としており、この経営理念を実現するために企業行動規範を制定し、会社の更なる発展とコーポレートガバナンス・コンプライアンスによりステークホルダーに還元していく考えであります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	現在具体的な検討は行っておりませんが、今後、必要性・十分性を勘案し、検討してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、かかわりのある全てのステークホルダーに対して、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行えるよう社内体制の充実に努め、適時適切な開示について真摯な姿勢で臨むため、「適時開示情報管理マニュアル」を制定し、同マニュアルに沿って適時開示を行う方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制に関する基本方針」を定めており、当該方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

- a. 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役・従業員の法令遵守と社会に対する責任の認識を明確にするため、企業行動規範及び企業倫理規程、その他主要な規制法令に関連する規程を定め、遵守に向けた取り組みを徹底する。
 - (b) 取締役会は、全てのステークホルダーに対する責任を果たすべく、法令、定款及び取締役会規程等の社内規程に則り、経営戦略等重要事項について決定するとともに業務執行を監督する。
 - (c) 監査役会は、内部統制の整備・運用状況を監査し、取締役と定期的に情報及び意見の交換を行う。
 - (d) リスク管理委員会・コンプライアンス委員会を設置し、部門横断的な法令遵守体制の確立を図る。
 - (e) 監査部門は代表取締役社長へ直接のレポートラインをもち、各部門の業務執行の統制状況、内部統制システムの有効性に対する監査を定期的に行うとともに、その結果とその後の改善状況を代表取締役社長に報告する。
 - (f) 財務報告の適正性及び法令遵守状況等について、各業務執行取締役から、定期的に確認書の提出を求め、代表取締役社長は財務報告に係わる内部統制の評価、報告を行う。
 - (g) 内部通報制度の窓口を社内に設置する。また、その運用に関する規則を定め、通報を行った者の秘匿性の確保と不利益の防止を図る。
 - (h) 反社会的勢力への対応を所管する部署を定め、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、その不当要求に対しては組織的な対応をとって、このような団体・個人とは一切の関係を持たない。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存し、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。その上で総務人事部長を情報の保存及び管理を監督する責任者とする。
 - (b) 情報セキュリティ及び情報管理に関する規程を定め、その種類や重要度に応じて適切に作成、保管、廃棄する。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 業務に係わる各種のリスクに対する適切な管理とリスク発生の防止に努めるため「リスク管理規程」を定め、経営の健全性確保を目指して体制の整備に取り組む。
 - (b) リスク管理委員会にて、当社を取り巻く様々な潜在的リスクを特定し分析したうえで、それらのリスクの特性に応じた対応策を講じるとともに、定期的にその有効性について評価し、必要に応じて見直しを行う。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 迅速な意思決定が行えるよう、重畳的な階層を極力排除した組織とする。
 - (b) 取締役会ならびに各取締役の決裁権限を明確に定め、機動的な意思決定が可能となるように、必要に応じて決裁権限委譲の手続を行う。
 - (c) 全社の重要な事項の決定に際しては、各部門の専門的見地からの意見を反映させるために、各種委員会を設置して、取締役会ならびに各決裁権限者の諮問に対する答申を行う。
 - (d) 中期経営計画、年度予算等を策定し、その進捗状況を定期的に検証し、対策を講ずることを通じて効率的な業務の執行を図る。
 - (e) 情報セキュリティが確保されたIT環境を常に整備し、経営情報の正確かつ迅速な把握と伝達に資するとともに、業務の効率化を図る。
- e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (a) 監査役を補助する監査役会事務局は監査役会の要求により設置するものとする。
 - (b) 前号の従業員の人数、人選等については監査役会との間で協議のうえ決定する。
 - (c) 監査役を補助する従業員は、その職務に従事する間、監査役の指揮・命令に服する。人事異動、処遇の変更については監査役会の同意を要するものとする。
- f. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
 - (a) 当社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行について報告を求められた場合、または当社経営に著しく影響を及ぼす重要事項やコンプライアンス違反等の事実が生じた場合には、定められた諸規程に則り、速やかに当社監査役に報告するものとする。
 - (b) 前号の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止し、これを周知徹底する。
 - (c) 内部通報制度の通報状況について、通報を行った者の秘匿性を確保したうえで定期的に監査役へ報告を行う。
- g. その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査役は、重要な会議に出席するとともに、議事録が作成された場合は、その事務局はこれを監査役会に送付する。
 - (b) 監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役または使用人は説明を求められた場合には、監査役に対し詳細に説明する。
 - (c) 監査部門または会計監査人の行う監査の結果とその改善状況は、監査役会にも報告されるものとし、監査役会と監査部門または会計監査人との間で定期的な情報交換を行う。
 - (d) 監査役を補助する費用等について生じる費用等を支弁するため、一定額の予算を設ける。監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- h. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (a) 当社に關係会社の所管責任者を設置し、リスクの適切な管理及び経営目標の適正かつ効率的な達成に取り組むものとする。
 - (b) 子会社の取締役等の職務の執行については、關係会社管理規程に基づき、その職務の重要度に応じ、当社の所管責任者や取締役会への報告を行うものとする。
 - (c) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社の内部監査部が定期的に子会社の監査を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス遵守を実践するために、企業行動規範を定めており、その中では「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。」と定めており、また、当社における方針として、「反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針」を定めております。また、暴力団追放運動推進都民センターの賛助会員にも加入し、情報収集を行い、社内で情報を共有しております。当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力排除に関するマニュアル」を制定し、所管部署は法務部として、運用を行っております。

具体的には、新規取引先については、外部調査機関を用いて情報収集を行い、事前にチェックを行っております。継続取引先についても、毎年9月には取引先全社の調査を行っております。また、取引先との間で締結する「基本契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

なお、所轄警察署や暴力団追放運動推進都民センターとの関係を強化するべく、本社に不当要求防止責任者を選任・配置しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

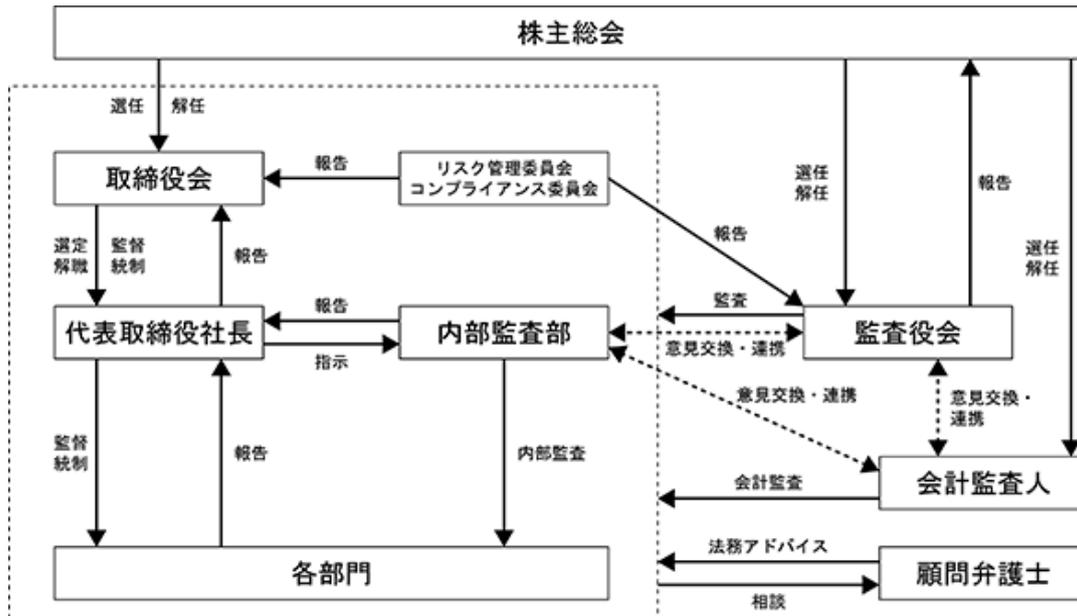
なし

該当項目に関する補足説明

当社では、現在のところ買収防衛策の導入予定はありません。

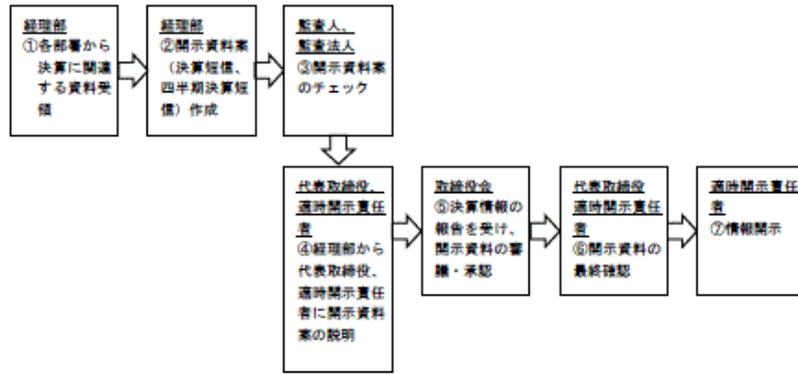
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりです。

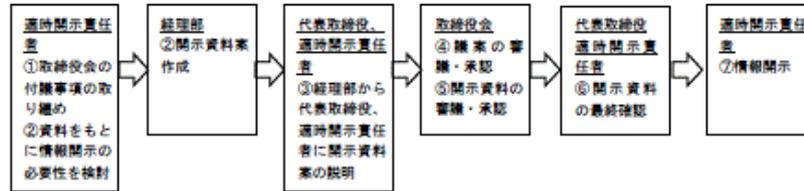


【別紙】情報開示体制図

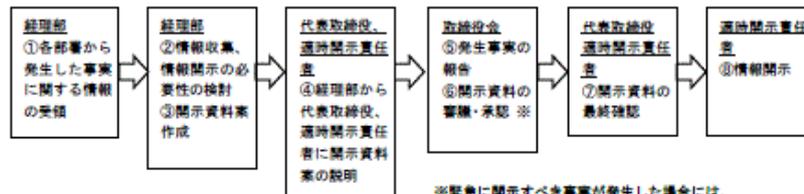
決算情報



決定事実



発生事実



※緊急に開示すべき事実が発生した場合には、
代表取締役の承認を得て速やかに開示し、取締
役員には開示資料を回付